

農地確保・利用支援事業（新規）

【平成21年度概算決定額 7,078,731(0)千円】

対策のポイント

地域の農地の受け手の状況に応じ、農地を確保し有効利用する取組みに対し支援します。

（農地の確保・有効利用の促進）

世界の食料事情が大きく変化する中で、国民に対して安定的に食料を供給するためには、国内の食料供給力の強化が必要です。そのためには、最も基礎的な食料の生産基盤である農地を確保し、最大限有効利用していくことが重要です。

政策目標

担い手が経営する農地のうち面的集積される割合
平成27年に7割程度を実現

<内容>

農地の確保・利用のための支援

都道府県担い手育成総合支援協議会に基金を造成し、地域の農地の受け手の状況に応じて市町村段階で行われる取組を推進します。

- （1）特定農業法人等が耕作放棄地及び耕作放棄のおそれのある農地を引き受けて営農する場合に必要な農業機械のリース代金等の支援
- （2）農地の所有者からの申し出により、農地の借入等を行った市町村農地保有合理化法人等が貸付先の受け手が確保されるまでの一定期間農地の保全管理を行う場合の支援
- （3）農地の所有者から委任・代理や転貸目的での貸借等を受けて農地を集めて面的にまとまった形で農地を配分する仕組みを実証的に行う場合及び面的集積された農地に対して小規模な基盤整備を行う場合の支援

また、支援のための事務を行う都道府県担い手育成総合支援協議会及び全国段階での普及・推進活動を支援します。

【補助率：定額】

【実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会、
（社）全国農地保有合理化協会】

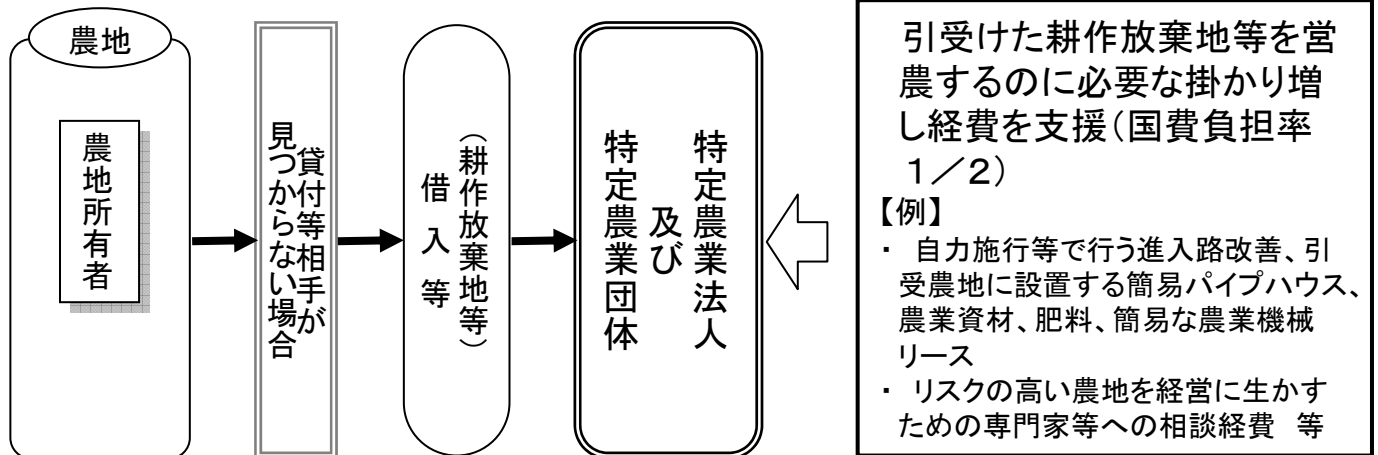
【事業実施期間：平成21年度～平成25年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

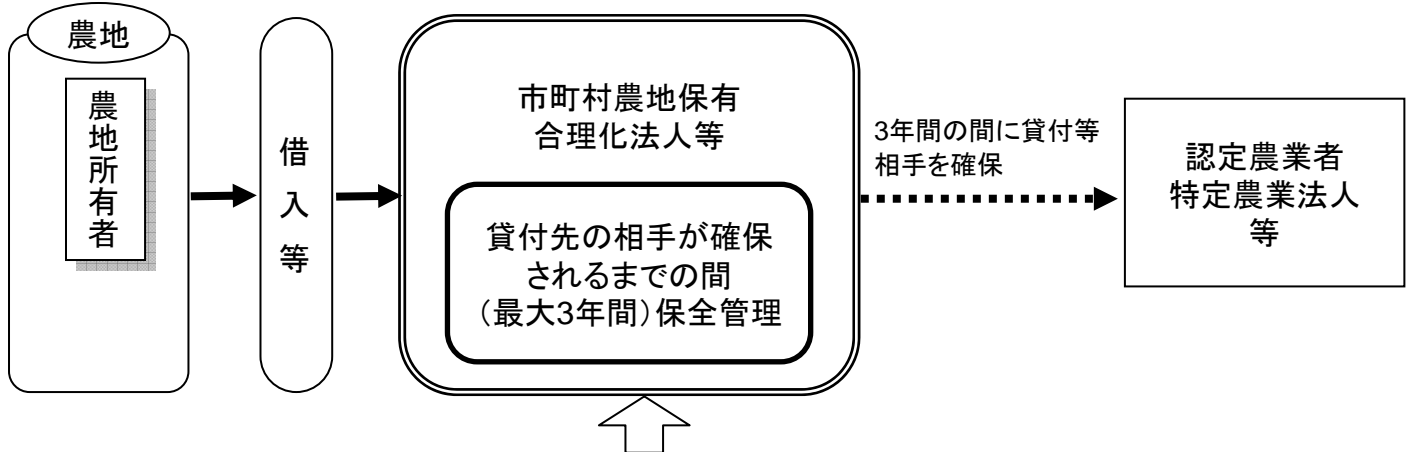
農地確保・利用支援事業（1）

- 農地の貸付等の相手がいない地域で、特定農業法人の耕作放棄地等の引受や農地保有合理化法人の農地保全管理を支援

1. 農地引受への支援



2. 農地保全管理への支援



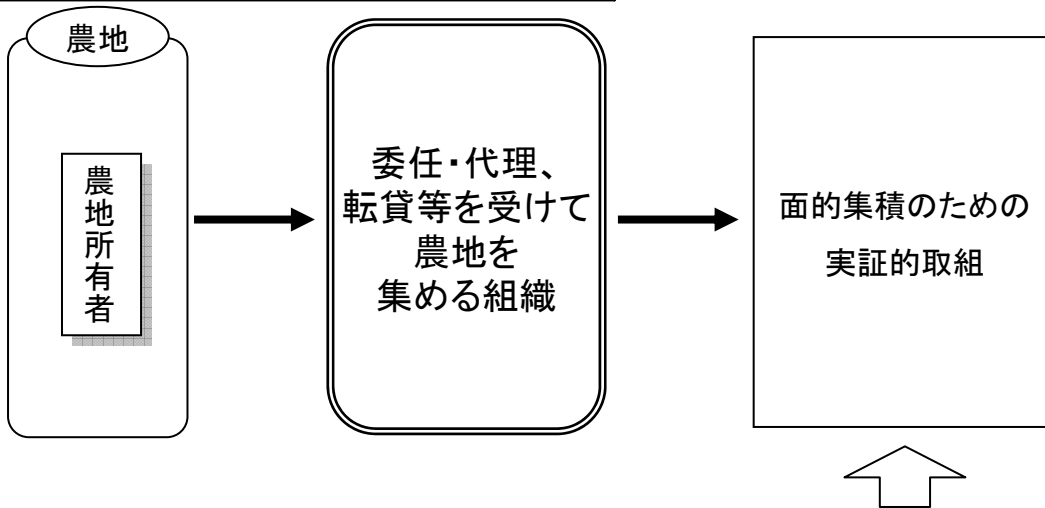
保全管理に必要な経費を支援

- ① 合理化法人へ農地の所有権が移転又は利用権が設定される場合
→18,000円/10a(国費9,000円/10a)
- ② 合理化法人へ農地の保全管理を委託する場合(合理化法人は農地の権利を取得しない)
→13,000円/10a(国費6,500円/10a)

農地確保・利用支援事業（2）

- バラバラの農地を面的にまとまった形で集積した場合、その面積に応じて支援
- 面的集積された農地に対する小規模な基盤整備を支援

3. 面的集積の実証的な取組への支援



・面的集積された農地面積に応じた支援最大16,000円/10a

- ① 1団地の新たな面的集積面積が1ha以上の場合→16,000円/10a(国費8,000円/10a)
 - ② 1団地の新たな面的集積面積が1ha未満の場合→12,000円/10a(国費6,000円/10a)
 - ③ 現在の農地所有者が、当面営農を継続し、5年以内に集積する場合
→8,000円/10a(国費4,000円/10a)
- ※各単価には1,000円/10aの受益者負担を含む

・地域の話し合いによって、地域の実態に即した活用が可能

【例】

出し手に対して借地料をかさ上げ、受け手に対して借地料を引き下げ 等

- ・面的集積された農地を効率的に利用するため、小規模な基盤整備を支援
- ・面的集積の効果を特に高める畦畔除去等の工種については、地域の面的集積の取組成果に応じて国庫負担率を段階的に引き上げ(最大10/10)

【面的集積の効果を特に高める工種と補助率】

- ① ほ場の大区画化のための畦畔除去
- ② ①に伴う整地及び障害物除去
- ③ 末端用排水路により隔てられたほ場間の往来を容易にするための当該用排水路の暗渠化(水路の蓋かけ)

面的集積に取り組む地区の全農用地に占める新たに面的集積された農用地の割合(%)	~25%	25%~50%	50%~75%	75%~
補助率	1/2	2/3	5/6	10/10